令和６年度　赤磐市一般競争（指名競争）
入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 受 付 要 領

※ＷＥＢサイトによる電子申請に限る。

【測量・建設コンサルタント関係】

１　一般競争（指名競争）入札の参加者の要件（すべてに該当すること）

（１）　申請書を提出する日において、測量・調査・設計・建設コンサルタント・補償コンサルタント業者にあっては測量法、地質調査業者登録規程、建築士法、建設コンサルタント登録規程、補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者。ただし、建設工事の施工に付随する試験、調査等で法令に基づく登録を要しないものにあってはこの限りではない。

（２）　申請書を提出する日までに納期限の到来した国税及び地方税を完納している者。

（３）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当しない者又は同条第２項に該当し、その事実があった後２年を経過した者。

※　上記のすべての要件を満たしていない場合は、資格審査を受けることはできない。

２　申請期間

令和６年**２月１日**から令和６年**３月３１日**まで

※　ＷＥＢサイトは２４時間利用可能。（ただし、問い合わせ等は開庁日業務時間内にすること。）

※　期間経過後は、一切受け付けない。

３　有効期限

令和６年７月１日から１年間

４　注意事項

・提出書類については**変換処理等によりＰＤＦファイルに整理**し、ＷＥＢサイト上で添付して提出すること。

・提出書類は全て白黒でよい。（写真・誓約書・委任状を除く。）

・ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがある。

・添付可能なファイル容量は３０ＭＢまで。

・差し戻しがあった際は、不備書類のみではなくファイルごと再添付すること。

・コンピュータウイルスに感染したファイルを添付することの無いよう注意すること。

・適格請求書発行事業者（インボイス）に登録済みの場合は登録番号をＷＥＢサイトの利用者登録情報に入力してください。申請後に登録が完了した場合はＷＥＢサイトにログインし登録番号を入力してください。

・会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故等を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。

5　提出方法

ＷＥＢサイトでの電子申請。

押印した書類原本は、申請日から参加資格の**有効期間終了後の１年を経過する日まで**、市の求めに応じていつでも提示できるよう**保管**すること。

6　基準日

提出書類の記載事項は申請日現在の状況で記載すること。提出後、申請内容に変更が生じたときは、電子申請により手続きすること。なお、証明書等については、資格審査申請書提出日の直前３ヵ月以内のものを添付すること。

7　令和６年度有資格者名簿の変更届について

令和６年度入札参加資格審査申請書の受付完了から令和６年６月３０日の間で発生した変更事項については令和６年４月１日以降に電子申請により手続してください。

8　昨年度からの主な変更点

・様式の軽微な変更

・変更申請期間

9　資格審査の提出書類

※提出にあたっては、書類番号ごとに一つのＰＤＦファイルにすること

番号	提出書類	注意すべき事項等
	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント関係） 【Excel ファイル】 ※様式第１号	Ａ．主たる営業所（本社）情報 Ｂ．契約する営業所情報 ・　主たる営業所（本社）が契約する場合は、（１）でしないを選択し、（２）～（１１）は入力不要。 Ｃ．担当者情報 ・　**担当者については申請書の入力事項に関する市からの問い合わせに回答できる職員等を入力すること。** Ｄ．行政書士情報 ・　Ｄの（２）以降を入力した場合、Ｃの担当者情報は入力不要。 Ｅ．測量等実績高 ・実績高がない項目については０を入力すること。 ・合計は自動計算されるため入力不要。 Ｆ．有資格者数 ・　一級建築士は、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を含めた人数を入力すること。 Ｇ．業務情報 ・　「希望」欄について、別表３を参考に第１希望～第３希望の業種には希望順位を記入し、それ以外の希望する業種には「○」を記入すること。
1	登録通知書又は登録証明書の写し	・　参加を希望する業種で、登録（営業許可）を受けている場合は、有効期限内で最新の登録通知書又は登録証明書の写しを添付すること。（現況報告書の写しは不要。）
2	技術者経歴書 ※様式第２号又は独自様式	・　国土交通省様式④又は中央公契連様式２でも可とする。 ・　独自様式により提出する場合は、様式第２号に準じて作成すること。 ・　**PDF ファイルはデータ変換により作成すること。（原則スキャンデータ不可）**
3	測量等実績調書 ※様式第３号又は独自様式	・　独自様式により提出する場合は、様式第３号に準じて作成すること。 ・　部門ごとに分けて記入すること。 ・　**PDF ファイルはデータ変換により作成すること。（原則スキャンデータ不可）**
4	商業登記事項証明書	・　【法人のみ】法務局で商業登記事項証明書を取得すること。
5	代表者の身分証明書	・　【個人のみ】本籍地の市区町村で身分証明書を取得すること。
6	財務諸表又は決算書	・　法人においては直近の決算時（直前１ヵ年）における財務諸表又は決算書。 ・　個人においては直近の決算時（直前１ヵ年）における貸借対照表、損益計算書（※青色申告決算書又はこれに準ずるもの）。

番号	提出書類	注意すべき事項等
7	使用印鑑届 又は 委任状・使用印鑑届 ※共通様式	・　入札、契約の締結等を支店、営業所等に<u>年間委任しない</u>場合は使用印鑑届を提出すること。 ・　使用印鑑は代表者（受任者）役職印又は個人印であること。会社印は不可とする。 ・　法人の代表者（受任者）印に個人印を使用する場合は必ず会社印も押印すること。 ・　実印を使用印鑑とする場合は、使用印欄にも実印を押印すること。 ・　入札、契約の締結等を支店、営業所等に<u>年間委任する</u>場合は委任状・使用印鑑届を提出すること。 ・　年間委任する場合の使用印鑑は受任者印を押印すること。 ・　年間委任する場合でも申請者は本社代表者で提出すること。 ・　参考様式として基本的な記載事項を示しているが、委任事項については申請者において精査したものを準備し添付すること。 ・　**委任期間は、令和６年７月１日から令和７年６月３０日までと記載すること。** ・　**委任者及び受任者の商号、所在地、代表者を必ず記載すること。**
8	印鑑証明書	・　法人は法務局で取得すること。 ・　個人は市区町村で取得すること。
9	完納証明書（納税証明書）	・　賦課されているすべての税に、過去の期間のすべてについて未納または滞納がないことの証明であること。 ・　**別表２**を参照し該当分を提出すること。 ・　新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、その証明書類を提出すること。
10	誓約書 ※共通様式	・　日付は（委任状）使用印鑑届で記入した日付と一致させること。 ・　「誓約書」を熟読の上、提出すること。 ・　年間委任する場合でも本社代表者が提出すること。

１０　その他

（１）　申請にあたっては建設工事関係、測量・建設コンサルタント関係、物品・役務関係の３部門で受付をするので、申請が２部門以上になる場合はそれぞれの部門ごとに申請すること。

（２）　樹木剪定、水道水漏水調査業務、システム開発、ソフトウエア開発、データベース構築などは物品・役務関係で申請すること。

（３）　審査結果については、赤磐市ホームページの有資格者名簿への掲載をもって審査結果の通知とする。（掲載予定日：申請年の７月１日）

別表１

赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出書類一覧

測量・建設コンサルタント関係

番号	提出書類	ﾌｧｲﾙ形式	備　　考
	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント関係）**【様式第１号】**	Excel	
1	登録通知書又は登録証明書の写し	PDF	該当がある場合添付すること。
2	技術者経歴書**【様式第２号※】**	PDF	※独自様式も可
3	測量等実績調書**【様式第３号※】**	PDF	※独自様式も可
4	商業登記事項証明書	PDF	法人のみ
5	代表者の身分証明書	PDF	個人のみ
6	財務諸表又は決算書	PDF	
7	使用印鑑届又は委任状・使用印鑑届**【共通様式】**	PDF	
8	印鑑証明書	PDF	
9	完納証明書（納税証明書）	PDF	別表２を参照し該当分を提出すること。
10	誓約書**【共通様式】**	PDF	

注１）　提出した書類で有効期限のあるものについては期限切れになる前に新しいものを提出すること。

注２）　書類が間に合わない場合には各申請先に提出した申請書類の写しを添付すること。
添付（記入）できない書類がある場合は、その理由を明記したものを添付すること。

注３）　申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出すること。

注４）　証明書等については、申請書提出日の直前３ヵ月以内のものであること。

注５）　日付は、記入日または申請日を必ず記入すること。記入日、申請日どちらでも差し支えないが、全ての書類で同じ日付とすること。日付が空欄の場合再提出の対象となる。

別表２

<table>
<tr><th></th><th>事　　例</th><th>添付すべき納税証明書等</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">個人</td><td>１．赤磐市内に契約権限のある事務所がある場合
【市内・準市内業者】</td><td>・国税（所得税、消費税及び地方消費税）
・県税（個人事業税、自動車税等）…岡山県が賦課徴収するすべての税目
・市区町村税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）…赤磐市及び居住地の市区町村が賦課徴収するすべての税目</td><td rowspan="3"><u>国税</u>・・・税務署で税務署様式その３の２（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納額のないこと）の証明を受けること。
※国税の納税証明書については、オンライン請求が可能です。国税庁のホームページ、e-Tax ホームページをご覧ください。
・https://nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
・https://www.e-tax.nta.go.jp

<u>県税</u>・・・県で「県徴収金等の滞納がないこと」の証明を受けること。

<u>市区町村税</u>・・・市役所等で「市区町村税の滞納がないこと」の証明を受けること。</td></tr>
<tr><td>２．岡山県内に契約権限のある事務所がある場合
【県内・準県内業者】</td><td>・国税（所得税、消費税及び地方消費税）
・県税（個人事業税、自動車税等）…岡山県が賦　課徴収するすべての税目
・赤磐市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）…<u>赤磐市税を賦課されている場合</u>はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要）</td></tr>
<tr><td>３．赤磐市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合
【県外業者】</td><td>・国税（所得税、消費税及び地方消費税）
・赤磐市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）…<u>赤磐市税を賦課されている場合</u>はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人</td><td>４．赤磐市内に契約権限のある事務所がある場合
【市内・準市内業者】</td><td>・国税（法人税、消費税及び地方消費税）
・県税（法人事業税、自動車税等）…岡山県が賦課徴収するすべての税目
・赤磐市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税、住民税の特別徴収等）…赤磐市が賦課徴収するすべての税目
・代表者の市区町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税等）…代表者の居住する市区町村が賦課徴収するすべての税目</td><td rowspan="3"><u>国税</u>・・・税務署で税務署様式その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納額のないこと）の証明を受けること。
※国税の納税証明書については、オンライン請求が可能です。国税庁のホームページ、e-Tax ホームページをご覧ください。
・https://nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
・https://www.e-tax.nta.go.jp

<u>県税</u>・・・県で「県徴収金等の滞納がないこと」の証明を受けること。

<u>市区町村税</u>・・・市役所等で「市区町村税の滞納がないこと」の証明を受けること。</td></tr>
<tr><td>５．岡山県内に契約権限のある事務所がある場合
【県内・準県内業者】</td><td>・国税（法人税、消費税及び地方消費税）
・県税（法人事業税、自動車税等）…岡山県が賦課徴収するすべての税目
・代表者の赤磐市税（住民税、固定資産税、軽自動車税等）…<u>代表者が赤磐市税を賦課されている場合</u>はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要）</td></tr>
<tr><td>６．赤磐市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合
【県外業者】</td><td>・国税（法人税、消費税及び地方消費税）
・代表者の赤磐市税（住民税、固定資産税、軽自動車税等）…<u>代表者が赤磐市税を賦課されている場合</u>はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要）</td></tr>
</table>

※「納税証明書（国税）」の請求は、便利なオンライン請求をご利用ください。詳しい請求方法は e-Tax ホームページをご覧ください。

※国税で未納がある場合は納期限が申請日より後になっているものを添付してください。

別表３

測量・建設コンサルタント業務の内容

業務区分（ 部 門 ）	業 務 の 内 容
測量	土地の測量 （地図の調整、測量用写真の撮影を含む）
測量一般	公共事業に関する公共測量全般
地図の調整	地図の修正又は新たな地図の作製
航空測量	空中写真測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築物（建築設備を含む。）に関する工事の設計、監理又は建築物に関する工事に関する調査、企画立案、もしくは助言
建築一般	建築全般についての調査、企画、基本設計、実施設計等
意匠	建築意匠の調査、企画、設計
構造	建築構造の調査、企画、設計
暖冷房	建築暖冷房設備の調査、企画、設計
衛生	建築衛生設備の調査、企画、設計
電気	建築電気設備の調査、企画、設計
建築積算	建築の数量積算、工事費内訳書の作成
機械積算	建築機械設備の数量積算、工事費内訳書の作成
電気積算	建築電気設備の数量積算、工事費内訳書の作成
工事監理（建築）	建築全般についての監理
工事監理（電気）	建築電気設備の監理
工事監理（機械）	建築暖冷房・衛生設備の監理
調査	建築物の法的条件、配置上、機能上、耐力上の調査及び既存建築物の現況調査等
耐震診断	耐震診断
地区計画及び地域計画	地区計画及び地域計画に関する調査、企画立案、もしくは助言
土木関係建設コンサルタント業務	土木工事の設計、監理又は土木工事に関する調査、企画、立案、もしくは助言
河川・砂防及び海岸・海洋	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関

	する工事の設計若しくは監理
港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
電力土木	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
上水道及び工業用水	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
農業土木	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
廃棄物	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理
造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
地質	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言
土質及び基礎	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助

	言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
鋼構造及びコンクリート	事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
トンネル	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
施工計画、施工設備及び積算	事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理又は工事実施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント
建設環境	前記 19 から 23 及び廃棄物部門を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
機械	事業別の部門の工事実施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理
電気電子	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
交通量調査	交通量調査
環境調査	公共事業にともなう環境調査、影響調査（大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量証明）
経済調査	公共事業にともなう経済調査、影響調査
分析・解析	海、河川、湖沼の水質調査等に関すること（大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量証明）
宅地造成	宅地造成工事に関する調査、企画、立案及び設計
電算関係	コンピュータに関する業務（システム開発）
計算業務	コンピュータに関する業務（データ処理）
資料等整理	資料等整理
施工管理	施工管理
地質調査業務	地質又は土質について調査、計測し、並びに解析、判定することによる建設コンサルタント等の業務に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務

	地質調査業務	地質構造、基礎地盤、土又は岩の工学的性質を、調査及び計測の機械器具を用いて把握し、解析し、及び判定し、もって計画、設計又は施工のための資料の提供を事業企画者に対して行い、あわせて必要な所見を述べること
補償関係コンサルタント業務		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務
	土地調査	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務
	土地評価	①土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務 ②残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務
	物件	①木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務 ②木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務
	機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定業務
	営業補償・特殊補償	①営業補償に関する調査及び補償金算定業務 ②漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
	事業損失	事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務 ※事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう